所定疾患施設療養費

所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定より、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に適切に対応するという観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。つきましては、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象者

肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の入所者

算定条件など

・対象入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われていること
・同一の入所者に対して、連続する 10 日限度に 1 カ月に 1 回の算定する
・緊急時施設療養費を同時算定しない
・診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること
・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること

所定疾患施設療養費　算定状況

診療名/年月		令和7年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1		1					1				1	4
	日数	7		10					6				5	28
尿路感染	人数	3	4	1	2	6	6	8	6	9	2	1	2	50
	日数	11	22	3	11	25	26	41	21	45	7	4	1	217
帯状疱疹	人数									1				1
	日数									10				10
蜂窩織炎	人数	2			1				1	1				5
	日数	10			3				6	7				26
心不全	人数													0
	日数													0